

家計急変理由書

年 月 日

保護者等氏名	
対象となる 高校生等氏名	
学校名	

次の理由により、年収見込額から算出される住民税所得割合算額が基準額未満に相当することとなったため、神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）を申請します。家計急変世帯対象給付に係る提出書類一式の記載内容は事実と相違ありません。

(自署)

1 家計急変の事由発生日

令和	年	月	日
----	---	---	---

※ 事由発生日とは

離職であれば「離職日」、廃業であれば「廃業日」、離婚であれば「離婚届が受理された日」、その他であれば「事由が発生した日」を記載してください。

2 申請理由

- ・ 該当するものに「○」をつけてください。
- ・ 申請理由によって、発生事由を確認する書類（「3 確認書類」参照）の提出が必要です。

ア		会社都合の退職、雇止め
イ		個人事業者で、自らが経営する会社等を破産手続き開始又は廃業した場合
ウ		被災した場合
エ		保護者等が連続で 90 日を超える長期療養により収入が減少した場合
オ		保護者等が障害者認定を受けたことにより収入が減少した場合
カ		保護者等の離婚により収入が減少した場合（別居等は対象外）
キ		保護者等の死別により収入が減少した場合
ク		保護者等が行方不明による場合

※ 申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割合算額が基準額未満ではなくなった場合は速やかに申請書類の提出先までご連絡ください。

裏面に続く

3 確認書類

- ・ 申請理由に応じて、以下の表に記載された書類を提出してください。

ア	会社都合の退職、雇止め	次のいずれかの写し ・雇用保険受給資格者証の離職理由コードが次のものであること。 11 (1A)、12 (1B)、21 (2A)、22 (2B)、23 (2C)、31 (3A)、32 (3B)、33 (3C)、34 (3D) ・会社発行の退職証明書の場合は上記理由と同等であること。
イ	個人事業者で、自らが経営する会社等を破産手続き開始又は廃業した場合	次のいずれかの写し ・破産手続開始決定通知書 ・個人事業廃業届出書（受理されたもの）
ウ	被災した場合	次のいずれかの写し ・罹災証明書 ・被災証明書
エ	保護者等が連続で90日を超える長期療養により収入が減少した場合	次のいずれかの写し ・医師の診断書 ・会社（発行）の勤務状況証明
オ	保護者等が障害者認定を受けたことにより収入が減少した場合	障害者手帳の写し
カ	保護者等の離婚により収入が減少した場合（別居等は対象外）	次のいずれかの写し ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ・離婚届受理証明書
キ	保護者等の死別により収入が減少した場合	次のいずれかの写し ・除籍謄本 ・死亡診断書（死体検案書）
ク	保護者等が行方不明による場合	・行方不明者届（旧捜索願）（受理されたもの）の写し

- ・ やむを得ない理由により、提出必須の書類が提出できない場合は、申立欄に家計急変の状況と提出できない理由を記載してください。
- ・ 離職・解雇・廃業から3か月以上経過していない場合は、少なくとも3か月間は再就職等の見込みがないことを申立欄に記入してください。

4 申立欄

--